



山百合

# 京洛会計だより

発行人  
 税理士 大塚 俊宏  
 税理士 杉本 高男  
 税理士 林 剛史  
 事務所 〒604-8106  
 京都市中京区御池通堺町東南角  
 吉岡御池ビル902号  
 TEL (075) 213-1944(代)  
 FAX (075) 213-1946

## 7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月12日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月12日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 8月2日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 8月2日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 8月2日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月12日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全期・1期分)の納付 7月12日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月2日

7月 (文月) JULY  
 19日・海の日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

### ワンポイント 租特透明化法の「適用額明細書」

企業の税負担を軽減させる特別償却や税額控除など、租税特別措置の適用実態を明らかにするため、平成22年度税制改正で、租税特別措置の適用を受ける企業に対して提出が義務付けられることになった書類。平成23年4月1日以後に終了する事業年度の法人税の申告から適用されます。

## 慰安旅行、専属下請け参加の場合の取扱い

**Q** 当社は製造業を営んでおり、当社の工場内では専属下請け先のA社が事業を行っています。当社では全従業員を対象とした4泊5日の海外慰安旅行を計画していますが、その際にA社の全従業員も参加させることを考えています。この海外慰安旅行に要する費用は当社が全額負担しますが、この場合、A社の全従業員にかかる旅行費用は交際費に該当するのでしょうか。

**A** 得意先などの従業員に対して、取引の謝礼などとして、旅行等に招待する費用は、原則として交際費として取り扱われます。

しかし、実体として自己の従業員と同様の事情にある、いわゆる専属下請け先の従業員の慰安のため、運動会などに通常要す

る費用を負担した場合、その法人の負担額は業務委託費などとし、交際費には該当しないものとして取り扱われます。

また、慰安旅行にかかる所得税法上の取り扱いでは、次に示す一定の要件を満たすものであれば、海外慰安旅行であっても、参加者である従業員の経済的利益には、原則として課税しなくてもよいこととされています。

- ① 期間が4泊5日(現地の滞在日数)以内
- ② 旅行に参加する役員又は従業員の数が全従業員数(工場・支店単位でもよい)の50%以上

したがって、ご質問の海外旅行の場合、この一定の要件に該当するものであって、過大な費用がかからないものであれば、専属下請け先の従業員のためのものであっても、貴社の費用負担額は交際費などには該当せず、業務委託費などとして取り扱って差し支えないものと考えられます。

## ゴルフコンペでのホールインワン達成記念品代

同業者団体などのゴルフコンペでのゴルフプレー費用について、その法人の業務の遂行上、必要なものであると認められる場合には、交際費として取り扱うこととされています。

そのため、ホールインワン達成の記念品購入費用についても、交際費として認められるのではないかと考えられがちです。

しかし、記念品を贈呈する行為は、ホールインワン達成者個人がその記念としてコンペ参加者に対して行うものであり、その行為は、私的行為と考えられます。

したがって、会社が負担するホールインワン達成の記念品購入費用は、その達成者個人に対する給与(賞与)として取り扱われることとなります。

## 死亡保険金・退職金は「みなし相続財産」

相続や遺贈等で得た財産ではなくても、実質的に同じであれば、法律上には相続や遺贈等によって得た財産とみなして相続税が課せられる場合があります。これが「みなし相続財産」です。死亡保険金や死亡退職金も代表的なものです。

死亡保険金は、被相続人の死亡によって受け取る保険金で、被相続人が保険料を負担している場合、死亡退職金は、被相続人の死亡で相続人等に支払われた退職金です。死亡退職金も法定相続人一人当たり500万円まで非課税扱いになります。

たものであり、法定相続人一人当たり500万円まで非課税扱いになります。ただし、非課税限度額適用は受取人が相続人である場合に限り受け取ります。